

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

- 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

水産加工流通課

◎ 告 示

- ・都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）
- 長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正
- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・保安林の指定（2件）
- ・都市計画事業の事業計画の変更認可
- ・道路の区域変更（4件）
- ・道路の供用開始（7件）

水 環 境 対 策 課
産 業 政 策 課
漁 業 振 興 課
林 政 課
都 市 政 策 課
道 路 維 持 課
//

◎ 公 告

- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（3件）
- ・肥料登録の有効期間の更新
- ・土地改良区の役員の就任
- ・測量の実施
- ・測量の終了
- ・開発行為に関する工事完了

漁 業 振 興 課
農 業 イ ノ ベーション推進室
農 村 整 備 課
建 設 企 画 課
//
建 築 課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・令和6年4月28日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨

選挙管理委員会書記室

◎ 長崎県病院企業団告示

- ・長崎県病院企業団議会の招集

長崎県病院企業団

規 則

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第7号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例施行規則（令和2年長崎県規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

(卸売業者の許可) 第20条 略 2 略 (1) 略 (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) 略 (買受人の承認の基準) 第32条 略 (1) 略 (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(11) 略 (取引代理人の承認) 第37条 略 2 略 3 略 (1)～(2) 略 (3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (4)～(6) 略 (関連業者の承認の基準) 第40条 略 (1) 略 (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(8) 略	(卸売業者の許可) 第20条 略 2 略 (1) 略 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(10) 略 (買受人の承認の基準) 第32条 略 (1) 略 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(11) 略 (取引代理人の承認) 第37条 略 2 略 3 略 (1)～(2) 略 (3) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (4)～(6) 略 (関連業者の承認の基準) 第40条 略 (1) 略 (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。 (3)～(8) 略
--	--

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
佐世保市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和25年建設省告示第885号
佐世保都市計画下水道事業 佐世保公共下水道
- 3 施行期間
自 昭和25年7月25日 至 令和14年3月31日

4 事業地

収用の部分 昭和46年長崎県告示第945号、昭和50年長崎県告示第27号、昭和59年長崎県告示第477号、昭和61年長崎県告示第412号、平成元年長崎県告示第707号、平成3年長崎県告示第959号、平成6年長崎県告示第1159号、平成10年長崎県告示第205号、平成13年長崎県告示第925号、平成17年長崎県告示第597号、平成19年長崎県告示第851号、平成21年長崎県告示第114号、平成26年長崎県告示第184号、平成30年長崎県告示第728号の事業地のうち、佐世保市大野町、松瀬町、原分町、田原町、矢峰町、松原町、瀬戸越一丁目において事業地を追加し、佐世保市瀬戸越二丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、瀬戸越町、桜木町、春日町において事業地を変更する。

使用の部分 変更なし

長崎県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

佐世保市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成9年長崎県告示第1118号

江迎都市計画下水道事業 江迎町公共下水道

3 施行期間

自 平成9年4月1日 至 令和14年3月31日

4 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

長崎県告示第116号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 企業振興課関係						別表（第2条関係） 企業振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対 象 者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対 象 者
1～16 略						1～16 略					
17	グリーン対応型企業成長促進事業費補助金	県内企業の企業間連携を伴う事業拡大及び生産性向上への取組を支援し、グリーン社会における県外需要の獲得及び県内サプライ	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間連携 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成	(1)及び(2) 2分の1以内又は3分の2以内	(1) 知事が認定した企業グループに所属する企業、団体	17	グリーン対応型企業成長促進事業費補助金	県内企業の企業間連携を伴う事業拡大及び生産性向上への取組を支援し、グリーン社会における県外需要の獲得及び県内サプライ	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間連携 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成	(1)及び(2) 2分の1以内又は3分の2以内	(1) 知事が認定した企業グループに所属する企業、団体

		チェーンの 育成・強化 を図る。	事業 エ 連 携 支 援・設備投 資事業 (2) 技術開発支 援事業		等 (2) 知 事が 適当 と認 める 県内 企業 者等			チェーンの 育成・強化 を図る。	事業 エ 連 携 支 援・設備投 資事業 (2) 技術開発支 援事業		等 (2) 知 事が 適当 と認 める 県内 企業 者等
18～20 略						18～20 略					
21	賃上げ 対応型 投資促 進補助 金	物 価 高 騰 等 の 影 響 を 受 け て いる県内製 造 業 者 の 設備投資等 を支援し、 効率化・自 動化・省力 化など生産 性向上等に つなげるこ とで、賃上 げ環境整備 等を促進す る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 物価高騰克 服に関する事 業 ア 研究開発 費 イ 設備投資 費 ウ 生産効率 化経費 エ 販路開拓 費 (2) 県内サプラ イチェーン強 化促進に関す る事業 ア 設備投資 費	3分の 2以内	知事が 適当と 認める 県内企 業者等						
経営支援課関係						経営支援課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対 象 者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対 象 者
1	略					1	略				
2	長崎県 保証料 補給補 助金	中小企業向 け制度資金 について県 内中小企業 者の保証料 負担を軽減 する。	県は長崎県中小 企業対策資金貸 付要綱（平成15 年長崎県告示第 710号）に基づ き、金融機関が 融資する中小企 業向け制度資金 について、県 内中小企業の負 担を軽減するた め、長崎県信用 保証協会が徴収 する利用者負担 の信用保証料を 引き下げるもの とする。このた め、県は協会及 び利用者に対し て長崎県保証料	略		2	長崎県 保証料 補給補 助金	中小企業向 け制度資金 について県 内中小企業 者の保証料 負担を軽減 する。	県は長崎県中小 企業対策資金 貸付要綱に基づ き、金融機関が 融資する中小企 業向け制度資金 について、県 内中小企業の負 担を軽減するた め、長崎県信用 保証協会が徴収 する利用者負担 の信用保証料を 引き下げるもの とする。このた め、県は協会及 び利用者に対し て長崎県保証料 補給補助金を交 付する。	略	

			補給補助金を交付する。	
3～11 略				
12	長崎県 小規模 事業経 営支援 事業費 補助金 (商工 会議所)	地域経済社 会の形成に 大きな役割 を果たして いる小規模 事業者(商 工会及び商 工会議所に よる小規模 事業者の支 援に関する 法律第2条 の小規模 事業者をい う。)等の 振興と安定 を図る。	略	
13 略				
14	ながさ き消費 拡大・ 地元企 業応援 事業費 補助金	物価高騰の 影響を受け ている県民 生活の下支 えや県内中 小事業者の 売上拡大、 キャッシュ レス化の推 進によるデ ジタル力向 上を図る。	補助対象者が行 うプレミアム商 品券等の発行事 業に要する経費	2分の 1以内 市町

長崎県告示第117号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

上五島町加入区

長崎県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

東彼杵郡東彼杵町中尾郷字中尾東512の1、512の2、字中尾520・523・526（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、519、524の2、525、字中尾山713の1（次の図に示す部分に限る。）、685、708の1、718の1、719、719の2、721から723まで、字東山724、725、727

2 指定の目的

落石の危険の防止

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第119号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

壱岐市芦辺町瀬戸浦字後川409の1、410、411の1、412、413、414の1、415、417の1、419から421まで、423、424、425の1、426から428まで、429の2、430の1、430の3、447の1、448、467

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び壱岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 施行者の名称

長崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成27年長崎県告示第207号

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業

3・6・161号 銅座町松が枝町線（銅座工区）

3 施行期間

自 平成27年2月24日 至 令和12年3月31日

4 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

長崎県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 竹敷雞知線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町洲藻字ミシカ1000番4地先から 官公有無番地先（対馬市美津島町洲藻字ミシカ910番イ第1）まで	前	7.6～12.2	98.2	
	後	14.5～17.8	96.3	

長崎県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 上志佐今福停車場線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市今福町仏坂免字木浦尾1310番1地先から 松浦市今福町仏坂免字木浦尾1311番1地先まで	前B	23.7～31.0	15.0	
	後B	22.5～34.8	15.0	

長崎県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 湯ノ本芦辺線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市芦辺町中野郷仲触字梅ノ木1474番2地先から 壱岐市芦辺町中野郷仲触字山水1139番1地先まで	前	14.0～28.7	10.6	
	後	14.6～30.1	10.6	

長崎県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 薄香港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市鏡川町字薄香越602番地先から 平戸市鏡川町字薄香越602番地先まで	前	12.8～13.0	2.5	
	後	13.0～18.8	2.5	

長崎県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 竹敷雞知線	対馬市美津島町洲藻字ミシカ1000番4地先から 官公有無番地先（対馬市美津島町洲藻字ミシカ910番イ第1）まで	令和7年3月7日

長崎県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市峰町吉田字田ノ内294番7地先から 対馬市峰町吉田字田ノ内294番18地先まで	令和7年3月31日

長崎県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 499号	長崎市小ヶ倉3丁目142番地先から 長崎市小ヶ倉3丁目87番1地先まで	令和7年3月7日

長崎県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市宮崎町2308番15地先から 長崎市宮崎町2308番15地先まで	令和7年3月7日

長崎県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 上志佐今福停車場線	松浦市今福町仏坂免字木浦尾1310番1地先から 松浦市今福町仏坂免字小熊川1339番1地先まで	令和7年3月7日

長崎県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 湯ノ本芦辺線	壱岐市芦辺町中野郷仲触字泉水1470番1地先から 壱岐市芦辺町中野郷仲触字山水1142番地先まで	令和7年3月7日

長崎県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐世保鹿町線	官公有無番地先（佐世保市小佐々町岳ノ木場376番1）から 佐世保市小佐々町岳ノ木場387番4地先まで	令和7年3月7日

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市厳原町北里124番地2

林田 芳雄

長崎県対馬市厳原町東里103番地

船越 正志

(2) 加入区

阿須湾加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

阿須湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市厳原町東里字立石72番地4

阿須湾漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市堤町2235番地

吉村 甚則

長崎県平戸市猪渡谷町331番地

井上 義一

(2) 加入区

中津良加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

平戸市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県平戸市宮の町655番地13

平戸市漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項**(1) 発起人の住所及び氏名**

長崎県対馬市上県町久原175番地

糸瀬 武志

長崎県対馬市上県町越高293番地

春田 次雄

(2) 加入区

鹿見伊奈加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

上県町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧**(1) 縦覧期間**

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎13番地3

上県町漁業協同組合

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第659号	肉骨粉	鶏豚肉骨粉9-5	窒素全量 9.0% りん酸全量 5.0%	長崎県諫早市下大渡野町2041番地1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏	平成25年 2月20日	令和7年 2月20日 から 令和13年 2月19日

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西海市土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員	
氏 名	住 所
郡 勝 寿	西海市西海町中浦北郷1037番地
松 崎 常 俊	西海市西海町太田和郷3075番地2
富 田 和 利	西海市西海町丹納郷1197番地1

百 岳 敏 晴	西海市西彼町小迎郷3323番地3
末 岡 一 臣	西海市西彼町小迎郷416番地
山 脇 初 良	西海市西彼町白崎郷118番地4
富 永 啓 介	西海市西彼町白崎郷1373番地1
北 川 和 道	西海市西彼町小迎郷2649番地
高 木 禎一郎	西海市西彼町平山郷2447番地28
就 任 役 員 監 事	
宮 下 栄 治	西海市西海町七釜郷1799番地
北 川 公 明	西海市西彼町小迎郷644番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（空中写真撮影）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市、島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町	令和7年4月17日から 令和8年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（3級基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西海町川内郷	令和7年1月30日

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和7年3月7日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和5年1月13日 長崎県指令	長崎県大村市福重町243番の一部、250番の一部、347番の一部、350番1、里道の一部及び水路の一部（1工区）	長崎県大村市玖島一丁目25番地 大村市長 園田裕史

4 都第1253号		
変更許可（第1回） 令和5年9月15日		
変更許可（第2回） 令和6年12月23日		

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第2号

令和6年4月28日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区）における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月7日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和6年4月28日執行 衆議院小選挙区選出議員補欠選挙（長崎県第三区）
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

26,980,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山 田 勝 彦	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和6年3月1日から 令和6年5月11日まで	第1回分
出納責任者氏名	山 田 圭					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附 （氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	人 件 費		105,330
立憲民主党			5,000,000	家 屋 費		
川里 真介		会社役員	30,000	選挙事務所費		85,124
上野 孝幸		自営業	30,000	集合会場費等		27,950
田中 實		会社代表	50,000	通 信 費		219,571
山内 武		自営業	30,000	交 通 費		380,929
内藤 兼人		自営業	30,000	印 刷 費		1,680,695
その他の寄附	2件		20,000	広 告 費		947,580
その他の収入			0	文 具 費		12,146
				食 糧 費		135,627
				休 泊 費		167,880
				雑 費		113,131
今 回 計			5,190,000	今 回 計		3,875,963
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			5,190,000	総 計		3,875,963
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			278,250円		
	ビラの作成			490,700円		
	ポスターの作成			848,000円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			218,613円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			212,000円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			204,770円		
	計			2,252,333円		
報告書受理年月日		令和6年5月13日			第 1 回 報 告 分	

候 補 者 氏 名	山 田 勝 彦	候補者届出政党 又は所属党派	立憲民主党	期 間	令和6年5月13日から 令和6年7月2日まで	第2回分
出納責任者氏名	山 田 圭					
収 入			円	支 出		円
主たる寄附				人 件 費		206,430
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家 屋 費		
その他の寄附			0	選挙事務所費		22,423
その他の収入			0	集会会場費等		0
				通 信 費		183,855
				交 通 費		0
				印 刷 費		100,870
				広 告 費		31,552
				文 具 費		229,180
				食 糧 費		0
				休 泊 費		31,610
				雑 費		0
今 回 計			0	今 回 計		805,920
前 回 計			5,190,000	前 回 計		3,875,963
総 計			5,190,000	総 計		4,681,883
支出のうち公 費負担相当額	項 目			金 額		
	選挙運動用通常葉書の作成			0円		
	ビラの作成			0円		
	ポスターの作成			0円		
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			0円		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			0円		
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			0円		
	計			0円		
報告書受理年月日		令和6年7月9日		第 2 回 報 告 分		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第1号

長崎県病院企業団議会定例会を令和7年3月26日午後2時00分長崎市に招集する。

令和7年3月7日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
弥ト